

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律における法定受託事務の処理基準について 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(1) 法第 11 条の 2 の「常時監視」とは、都道府県自身が実施するものに限らず、市町村等他の行政機関が調査（「2. 調査」に掲げる調査をいう。（2）において同じ。）を行ったものを基にその区域内の農用地の土壤の汚染の状況、農作物の生育状況等を把握、分析し、その結果を取りまとめるものを含み、そのすべてが<u>環境大臣</u>への報告の対象となる。</p>	<p>1. 定義 (1) 法第 11 条の 2 の「常時監視」とは、都道府県自身が実施するものに限らず、市町村等他の行政機関が調査（「2. 調査」に掲げる調査をいう。（2）において同じ。）を行ったものを基にその区域内の農用地の土壤の汚染の状況、農作物の生育状況等を把握、分析し、その結果を取りまとめるものを含み、そのすべてが<u>環境庁長官</u>への報告の対象となる。</p> <p>(2) 法第 11 条の 2 第 1 項の「常時監視しなければならない」とは、連続的又は一定期間ごとに調査をし続けなければならないということではなく、過去の調査も含めた調査の結果から、常に土壤の状態を把握していることを義務づけるものである。</p> <p>2. 調査 (1) 調査の種類 1) 細密調査 法第 2 条第 3 項に定める特定有害物質（以下「特定有害物質」という。）等が土壤に含まれることに起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは農作物等の生育が阻害されると認められる地域又はそれらのおそれがあると認められる地域であって、その地域内にある農用地の面積がおおむね 10ha 以上あるものを対象として、当該地域内にある農用地の土壤及び当該農用地に生育する農作物等並びに当該地域に係る水、大気及び底質の特定有害物質等による汚染の状況並びに当該地域に係る地質の状況を把握するために行う概況調査及び精密調査 2) 対策地域調査 法第 3 条に定める農用地土壤汚染対策地域（以下「対策地域」という。）に指定された地域及びその周辺地域を対象として、当該地域内にある農用地の土壤及び当該農用地に生育する農作物等並びに当該地域に係る水、大気及び底質の特定有害物質等による汚染の状況並びに当該地域に係る地質の状況を把握するために行う対策地域内調査及び対策地域関連調査 3) 解除地域調査</p>

対策地域の指定が解除された地域を対象として、当該地域内にある農用地の土壤及び当該農用地に生育する農作物等並びに当該地域に係る水、大気及び底質に含まれる特定有害物質の量等を把握するために行う概況調査及びほ場調査

4) クロスチェック調査

細密調査及び対策地域調査における分析の精度を確保するために都道府県及び環境省が同一の土壤及び農作物等について行う分析測定調査

4) クロスチェック調査

細密調査及び対策地域調査における分析の精度を確保するために都道府県及び環境庁が同一の土壤及び農作物等について行う分析測定調査

(2) 調査の方法

常時監視に用いる調査の実施は「農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令」(昭和46年農林省令第47号。以下「カドミウムに係る検定省令」という。)、「農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める総理府令」(昭和47年総理府令第66号。以下「銅に係る検定府令」という。)及び「農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める総理府令」(昭和50年総理府令第31号。以下「砒素に係る検定府令」という。)によるほか、実施に関して必要な技術的事項については、細密調査にあっては別添1の細密調査実施細則、対策地域調査にあっては別添2の対策地域調査実施細則、解除地域調査にあっては別添3の解除地域調査実施細則、クロスチェック調査にあっては別添4のクロスチェック調査実施細則によるものとする。

(3) 調査結果の報告

- 1) 都道府県知事は、その区域内において実施した常時監視の結果を取りまとめた調査報告書を作成し、調査年度の翌年度の4月30日までに環境省環境管理局水環境部長に1部提出するものとする。ただし、クロスチェック調査のための測定結果の報告書は、調査年度の2月末日までに提出するものとする。
- 2) 調査報告書及び添付書類(図面を含む。)の様式については、細密調査、対策地域調査、解除地域調査及びクロスチェック調査ごとにそれぞれの実施細則によるものとする。

(別添1) 細密調査実施細則

(別添1) 細密調査実施細則

1. 調査の種類

(1) 概況調査

当該年度において調査対象とされた地域(以下「調査対象地域」)

という。)について、次に掲げる事項について概況調査を行うものとする。

- (ア) 地域の概況
- (イ) 土地条件
- (ウ) 土壌条件
- (エ) 水利状況
- (オ) 農作物等の生育状況
- (カ) 特定有害物質及び土壌又は農作物等の汚染の原因となるいる特定有害物質以外の汚染物質(以下「汚染物質」という。)の名称と汚染の由来(汚染源、汚染形態、現在までの経過等)
- (キ) 農作物等の汚染及び生育阻害に対してとられている対策とその効果
- (ク) その他土壌の汚染の状況、農作物等の汚染の状況及び農作物等の生育阻害の状況を把握するために必要な事項

(2) 精密調査

ア 調査の内容

概況調査の結果を勘案し、調査対象地域においておおむね2.5ヘクタールに1点の割合で調査ほ場を選定し、当該調査ほ場において次の(ア)、(イ)、(ウ)に掲げる事項について精密調査を行うものとする。

なお、土地条件、水利状況等からみて、調査の精度を確保するため必要と認める場合は、適宜調査密度を高めることができるものとする。

また、農業用排水中の特定有害物質の量等、(ア)、(イ)、(ウ)以外の事項についての調査は、調査対象地域の実情に応じ、適宜行うことができるものとする。

- (ア) 農作物等の生育状況
- (イ) 土壌及び農作物等に含まれる特定有害物質等の量
- (ウ) 土壌の理化学性

イ 調査の方法

精密調査における農作物等の生育調査方法並びに土壌及び農作物等に係る測定のための試料の採取方法、測定項目及び測定方法は次に掲げるとおりとする。

(ア) 農作物等の生育調査方法

調査ほ場の中央部における坪刈り等による精玄米又は精玄麦の収量を調査するものとする。

(イ) 測定のための試料の採取方法

(イ) 土壌

a 土壌の採取位置は、銅及び砒素以外の物質に係る場合にあっては、当該調査ほ場の中央地点とし、銅及び

砒素に係る場合にあっては、当該調査場の水口地点、中央地点及び水尻地点を結んだ線を3等分して得た線の各々の中央地点（3地点）とする。

- b 採取位置において地表から地表下15cmまで（耕盤等が地表下15cm以内に出現する場合においては耕盤等まで）の土壤を垂直に切り取り、これを十分に混合したのち、四分法により縮分して約1kgを採取するものとする。

なお、土壤汚染対策事業の効率的実施に資するため必要な場合は、調査対象地域の土壤の汚染の状況等を考慮して、地表下15cmから30cmまで（耕盤等が地表下15cm以内に出現する場合にあっては、耕盤等の上面から地表下30cmまで）の土壤及び地表下30cmより深い場所の土壤についてもそれぞれ採取するものとする。

(ii) 農作物等

- a 農作物等の採取位置は、原則として土壤の採取位置と同一とし、当該採取位置に立毛している農作物等の可食部からおおむね1kgを採取するものとする。
- b 採取する農作物等の種類は、水田にあっては水稻、畑にあっては陸稻又は麦類とする。
- なお、必要に応じ他の農作物等も対象とすることができるものとする。
- c 採取した水稻及び陸稻並びに麦類は、風乾状態（水分含量がおおむね13～15%のもの）の精玄米又は精玄麦にしておくものとする。

(ウ) 測定項目

(i) 土壤

採取した試料の測定項目は、次に掲げるとおりとする。なお、bについては調査対象地域の実情に応じ、適宜選定できるものとし、cについては調査場の中央地点から採取した土壤についてのみ測定するものとする。

- a 特定有害物質の量
- b 汚染物質の量
- c 土色（湿）、腐植量、土性、pH(H₂O)、塩基置換容量、置換性石灰、磷酸吸収係数、有効態磷酸及びその他必要な項目

(ii) 農作物等

採取した試料の測定項目は、次に掲げるとおりとする。ただし、bについては、調査対象地域の実情に応じ適宜

(エ) 測定方法

特定有害物質については、「カドミウムに係る検定省令」、「銅に係る検定府令」及び「砒素に係る検定府令」により測定するものとし、その他については、「地力保全基本調査における土壤分析法（昭和34年8月農林省振興局発行、地力保全対策資料1号）」、「土壤保全対策事業における重金属類の分析法について（昭和46年8月農林省農政局発行、地力保全対策資料36号）」及び「土壤及び農作物等中の水銀等の分析法（昭和48年環境庁水質保全局長）」により測定するものとする。

選定できるものとする。

- a 特定有害物質の量
- b 汚染物質の量

(エ) 測定方法

特定有害物質については、「カドミウムに係る検定省令」、「銅に係る検定府令」及び「砒素に係る検定府令」により測定するものとする。

2. 調査報告書

調査報告書の様式は、様式第1のとおりとする。

なお、調査報告書には（参考）により作成した、「調査対象地域位置図」、「土壤中の特定有害物質分布状況図」及び「農作物等中の特定有害物質分布状況図」を添付するものとする。

（参考）附図の作成法

附図の作成に当たっては、次の要領により作成する。

1. 調査対象地域位置図（縮尺5万分の1程度）

調査対象地域外周を赤色の実線（太さ0.4mm程度）で表示し、調査対象地域内部を薄い赤色で設色する。

2. 土壤中の特定有害物質分布状況図（I、II）（縮尺3千分の1程度）（I：表層（0～15cm）、II：次層（15～30cm））

調査対象地域外周を赤色の実線（太さ0.8mm程度）で表示し、特定有害物質の種類別に定められた色によってその賦存量の程度別に破線（太さ0.4mm程度）で区分するとともに、同色で区分記号（アラビア数字）を記入する。（区分の基準は各都道府県等で適宜設定する。）

また、採取地点を黒色の実点（径0.4mm程度）で表示するとともに、黒色で調査場番号を記載する。なお、特定有害物質の設色はカドミウムは赤色、銅は青色、砒素は緑色とする。

3. 農作物等中の特定有害物質分布状況図

2. に準じて作成するものとする。

様式第1 別紙1 概況調査結果…別添A

別紙2 1.土壤及び農作物等分析結果一覧表…別添B

(別添2) 対策地域調査実施細則

様式第2 別紙2 調査観測地区調査結果…別添C

(別添3) 解除地域調査実施細則

様式第3 別紙1 概況調査結果…別添D

別紙2 1.土壤及び農作物等分析結果一覧表…別添E

別紙3 2.調査ほ場ごとの個表…別添F

(別添4) クロスチェック調査実施細則

(1) 試料の送付

環境省環境管理局水環境部長が指定する調査対象地域について、当該地域ごとに土壤及び農作物等を各2点任意に選び、それぞれ四分法により当該都道府県等分析用と送付用に分け、送付用の試料を、水環境部長が指定する分析機関に毎年度、別に定める期日までに送付するものとする。なお、送付する分析のための試料の量は、土壤及び農作物等それぞれ1点につきおおむね200gとし、送付する際は、ビニール袋等に入れ、県名、調査対象地域名、調査ほ場番号及び採取位置（水口部、中央部、水尻部の別）を記入した荷札をつけるものとする。

様式第1 別紙1 概況調査結果

別紙2 1.土壤及び農作物等分析結果一覧表

(別添2) 対策地域調査実施細則

様式第2 別紙2 調査観測地区調査結果

(別添3) 解除地域調査実施細則

様式第3 別紙1 概況調査結果

別紙2 1.土壤及び農作物等分析結果一覧表

別紙3 2.調査ほ場ごとの個表

(別添4) クロスチェック調査実施細則

1. 測定項目

測定項目は細密調査実施細則、対策地域調査実施細則により採取された土壤（地表下0cmから15cmのもの）及び農作物等に係る特定有害物質の量とする。

2. 調査の方法

(1) 試料の送付

環境省環境管理局水環境部長が指定する調査対象地域について、当該地域ごとに土壤及び農作物等を各2点任意に選び、それぞれ四分法により当該都道府県等分析用と送付用に分け、送付用の試料を、水質保全局長が指定する分析機関に毎年度、別に定める期日までに送付するものとする。なお、送付する分析のための試料の量は、土壤及び農作物等それぞれ1点につきおおむね200gとし、送付する際は、ビニール袋等に入れ、県名、調査対象地域名、調査ほ場番号及び採取位置（水口部、中央部、水尻部の別）を記入した荷札をつけるものとする。

(2) 試料の分析

都道府県等分析用の試料については、細密調査実施細則及び対策地域調査実施細則に定める分析方法によるものとする。

3. 調査報告書

クロスチェックのための分析結果の報告書の様式は、様式第4のとおりとする。

(別添A)

別紙1

概況調査結果（〇〇地域）

1. 地域の所在地

2. 調査対象農用地面積

水田(ha) 畑地(ha) 樹園地(ha) 計(ha)

3. 調査地域の概要

(1) 地域の概況

(2) 土地条件

(3) 土壌条件

(4) 水利状況

(5) 農作物等の生育状況

(6) 特定有害物質及び汚染物質

ア 名 称

イ 汚染の由来（汚染源、汚染形態、現在までの経過等）

(7) 農作物等の汚染及び生育阻害に対してとられている対策とその効果

(8) その他、土壤の汚染の状況、農作物等の汚染の状況、農作物等の生育阻害の状況を把握するためには必要な事項

4. ~~国庫補助の有無~~

(別添B)

別紙2

1. 土 壤 及 び 農 作 物 等 分 析 結 果 一 覧 表

区 分	調査ほ場番号 項 目				
		1	2	3	4
土壤 15 cm	Cd (ppm)				
	Cu (ppm)				
	As (ppm)				
	(例) Zn (ppm)				
	(ppm) Pb				
	(ppm) PCB				
	水 分 (%)				
	Cd (ppm)				
	Cu (ppm)				
	As (ppm)				
農作物等	(例) Zn (ppm)				
	(ppm) Pb				
	(ppm) PCB				
	備 考				
	国庫補助の有無				

(注)

- 土壤中のCu及びAsについては、「銅に係る検定府令」及び「砒素に係る検定府令」によりそれぞれ
 $\frac{C_1 + C_2 + C_3}{4}$ 及び $\frac{C_1 + C_2 + C_3}{3}$
(C_1 、 C_2 、 C_3 はそれぞれほ場の水口部、中央部及び水尻部のCu (As) 濃度) の算式により算出した値を記入し、その他の物質については、ほ場の中央部の値を記入すること。
- 農作物等中の濃度は、ほ場の中央部の値を記入すること。
- 指定した分析法以外の方法で分析測定した場合は、備考にその旨を明記すること。

(別添 C)

別紙 2

調査観測地区調査結果 (○○地域ほ場番号△△)

土 壤

調査観測区番号 項目		1		2		3	
		作付前	収穫時	作付前	収穫時	作付前	収穫時
表層 (0 ~ 15 cm)	(例) 土性						
	(例) 土色(湿)						
	(例) pH (H ₂ O)						
	(例) pH (KCl)						
	(例) 塩基置換容量 (m e)						
	特定有害物質 (ppm)	全量					
		可溶性					
表層 (15 ~ 30 cm)	(例) 土性						
	(例) 土色(湿)						
	(例) pH (H ₂ O)						
	(例) pH (KCl)						
	(例) 塩基置換容量 (m e)						
	特定有害物質 (ppm)	全量					
		可溶性					
	備考						
	国庫補助の有無						

- (注) 1. 調査を継続して実施する場合には前年度までの調査結果についても併記すること。
 2. この表は、調査ほ場番号ごとに作成すること。
 以下に同じ。

農作物等

項目	調査観測区		3		
作柄の良否					
作柄に影響を与えた事項					
収穫期の遅速	<input checked="" type="radio"/> 日速い		<input checked="" type="radio"/> 日遅い		
特定有害物質による生育阻害状況					
採取農作物量	可食部	(風乾・生)			
	その他の部分	(風乾・生)			
特定有害物質の含有量 (ppm)	可食部				
	その他の部分				
水分 (%)					
吸収された特定有害物質の量 (mg / 100g)					
備考					
国庫補助の有無					

水

河川名 用 水 名	採水地点	採水月日	水温 (°C)	pH	特定有害物 (ppm)			流量 m³/sec	備 考	国庫 補助 の 有無
					Cd	Cu	As			
			1回目 2回目							
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

(注) 備考欄には降雨状況、用水利用状況、汚染源等を記入すること。

降下ばいじん

測定回数	試料の採取			降下ばいじん量 (mg / m ² / 月)	特定有害物質量 (mg / m ² / 月)	降下ばいじん発生源からの距離 (km)
	測定開始 月日 ①	試料採取 月日 ②	測定日数 ② - ①日			
1回目						
2回目						
3回目						
～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～
計 (年間)						

—○国庫補助の有無—

(別添D)

別紙1

概況調査結果（〇〇地域）

1. 地域の所在地
2. 調査対象農用地面積
水田(ha)、畑地(ha)、樹園地(ha)、計(ha)
3. 調査地域の概況
 - (1) 地域の概況
 - (2) 土地条件
 - (3) 土壌条件
 - (4) 水利状況
 - (5) 対策事業の実施状況
 - (6) 農作物等の生育状況
 - (7) 気象状況(降水量、気温等)
 - (8) 汚染源及び対策の状況
 - (9) その他土壤の再汚染防止のために把握すべき事項
4. 調査は場の概況 (注) 「調査は場位置図」及び「水域概況図」を添付すること。

項目	調査は場番号 1	2	
所 在 地			
一 般 概 況			
土 地 条 件			
土 壌 条 件			
水 利 状 況			
農 作 物 等 の 生 育 状 況			
特 定 有 害 物 質 に よ る 汚 染 状 況 (土壌、農作物等)			
備 考 〔当該は場を選定した理由等を記入〕			
国 庫 捕 助 の 有 無			

(別添E)

別紙2

1. 土 壤 及 び 農 作 物 等 分 析 結 果 一 覧 表

区分	調査ほ場番号 項目	1	2	3	4
	Cd (ppm) Cu (ppm) As (ppm) (例) Zn (ppm) (#) Pb (ppm) (#) PCB (ppm)				
土壤 汚染物質 15cm	名 称 水 分 (%)				
	Cd (ppm) Cu (ppm) As (ppm) (例) Zn (ppm) (#) Pb (ppm) (#) PCB (ppm)				
	備 考				
	国庫補助の有無				

(注)

1. 土壌中のCu及びAsについては、「銅に係る検定府令」及び「砒素に係る検定府令」によりそれぞれ
 $\frac{2C_1 + C_2 + C_3}{4}$ 及び $\frac{C_1 + C_2 + C_3}{3}$

(C₁、C₂、C₃はそれぞれほ場の水口部、中央部及び水尻部のCu (As) 濃度) の算式により算出した値を記入し、その他の物質については、ほ場の中央部の値を記入すること。

2. 農作物等中の濃度は、ほ場の中央部の値を記入すること。
 3. 指定した分析法以外の方法で分析測定した場合は、備考にその旨を明記すること。

(別添F)

別紙3

2. 調査ほ場ごとの個表

(I) 土壤、農作物等

調査ほ場番号		地目	水田 畑地 樹園地	作付作物名	品種名	生育状況	地域平均収量 kg/a 調査ほ場収量 kg/a 地盤並均に対し調査ほ場における 生育状況	
土壤 (採取月日) 分析項目 月日	位置 層位	水口		中央		尻		備考
	調査項目	0cm~15cm	15cm~30cm	0cm~15cm	15cm~30cm	0cm~15cm	15cm~30cm	
	土色(湿)			黒 黒褐色 灰褐色 褐色	青 灰 褐色 褐色	黄 褐 褐色 褐色	赤 褐 褐色 褐色	
	腐植質					"		
	土性					"		
	pH (H ₂ O)							
	塩基置換容量 (me)							
	置換性石灰 (mg/100g)							
	磷酸吸収係数							
	有効態磷酸 (mg/100g)							
農作物等 分析項目		Cd (ppm)						
		Cu (ppm)						
		As (ppm)						
		Zn (ppm)						
		Pb (ppm)						
		PCB (ppm)						
		水分 (%)						
分析項目		作物名(状態)						
		Cd (ppm)						
		Cu (ppm)						
		As (ppm)						
		Zn (ppm)						
		Pb (ppm)						
		PCB (ppm)						
		水分 (%)						

(注) 土色(湿)、腐植質、土性については、地力保全基本調査における土壤分析法により、現地で判定し該当するところを○で囲むこと。

(II) 水

河川名 用 水 名 名	探水地点	探水月日	水温 (°C)	pH	特定有害物質(ppm)			流量 (m³/sec)	調査場の減 水深(mm/day)	備考	国庫補助 の有無
					Cd	Cu	As				
		1回目									
		2回目									

(注) 備考欄には降雨状況、用水利用状況、汚染源等を記入すること。

(III) 降下ばいじん

測定回数	試料の採取			降下ばいじん量 (mg/m²/月)	特定有害物質量 (mg/m³/月)	降下ばいじん発生源からの距離 (km)	備考	国庫補助 の有無
	測定開始月日①	試料採取月日②	測定日数②-①					
1回目								
2回目								
3回目								
計 (年間)								